

デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成の一部を改正する告示案 新旧対照表

○デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成（平成十二年郵政省告示第五百二十二号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
<p>有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の十六第三項第四号の規定に基づき、デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を次のように定めたので告示する。</p>	（同上）																		
<p>有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十六第三項第四号別図第十一に規定するデジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成は、別表に示すとおりとする。</p>	（同上）																		
<p>別表 デジタル有線テレビジョン放送方式の多重フレームヘッダ情報の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">パケットヘッダ</th> <th style="width: 10%;">多重フレーム同期情報</th> <th style="width: 10%;">変更指示</th> <th style="width: 10%;">スロット情報</th> <th style="width: 10%;">識別子／相対TS番号対応情報</th> <th style="width: 10%;">送受信制御情報</th> <th style="width: 10%;">相対TS番号／スロット対応情報</th> <th style="width: 10%;">拡張情報</th> <th style="width: 10%;">CRC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>21</td> <td>480</td> <td>32</td> <td>208</td> <td>680</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	パケットヘッダ	多重フレーム同期情報	変更指示	スロット情報	識別子／相対TS番号対応情報	送受信制御情報	相対TS番号／スロット対応情報	拡張情報	CRC	32	16	3	21	480	32	208	680	32	<p>別表 デジタル有線テレビジョン放送方式の多重フレームヘッダ情報の構成 （表同上）</p>
パケットヘッダ	多重フレーム同期情報	変更指示	スロット情報	識別子／相対TS番号対応情報	送受信制御情報	相対TS番号／スロット対応情報	拡張情報	CRC											
32	16	3	21	480	32	208	680	32											
<p>注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。以下同じ。</p> <p>2 「0x」に続く数字を16進数とする。以下同じ。</p> <p>3 ‘ ’ で囲まれた数字は2進数とする。以下同じ。</p> <p>4 パケットヘッダは、別記第1に示す構成とする。</p> <p>5 多重フレーム同期情報は、別記第2に示す構成とする。</p> <p>6 変更指示は、多重フレームヘッダ情報のうち「スロット情報」、「識別子／相対TS番号対応情報」、「送受信制御情報」及び「相対TS番号／スロット対応情報」のいずれかの内容に変更が生じることにより1ずつ増加され、‘111’の次は‘000’とする。</p> <p>7 スロット情報は、スロット配置法の区別、多重フレーム形式及び相対TS番号に対する有効・無効指示を示すものとし、その構成は別記第3のとおりとする。</p> <p>8 識別子／相対TS番号対応情報は、相対TS番号とTS識別／オ</p>	<p>注1～12 （同上）</p>																		

リジナルネットワーク識別との対応関係を示す領域であり、その構成は、別記第4のとおりとする。

9 送受信制御情報は、TSの受信状態及び緊急警報指示を示すものとし、その構成は別記第5のとおりとする。

10 相対TS番号/スロット対応情報は、有線テレビジョン放送法施行規則第26条の16第3項第4号別図第12の第2スロットから第53スロットに割り当てられる相対TS番号を示す領域であり、その構成は別記第6のとおりとする。

11 拡張情報は、多重フレームヘッダ情報を拡張する場合の領域であり、未使用の場合には、拡張領域の680ビット全てを‘1’とする。

12 CRCは、ITU-T勧告H.222.0で定義するCRCデコーダにおいて、多重フレームヘッダの先頭4バイトを除いた184バイトをレジスタに入力した時のレジスタ出力がゼロになる値とする。

13 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成15年総務省令第26号)第20条の2第1項第2号に規定する地震動警報情報を伝送するためのAC信号を併せ送る放送を再送信する場合において、当該放送に当該AC信号を併せ送るときは、拡張領域の先頭204ビットにACシンボルを配置するものとする。

別記第1～別記第6 (略)

別記第1～別記第6 (同上)